(目的)

第1条 この告示は、市民意見募集制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民生活 に密接に関連する構想、計画等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の 多様な意見を募集することで、市民の意思を踏まえた行政運営の推進に資することを目的とす る。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市民意見募集制度 市の施策等の企画立案に当たり、当該施策の趣旨、目的、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見を考慮し意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
  - (2) 実施機関 市長その他の執行機関とする。

(対象)

- 第3条 この告示の対象となる施策の企画立案は、次に掲げるもののうち、市民生活に広く関わるものであって、事前に市民の意見を求める必要性の高いものとする。
  - (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
  - (2) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃の案の策定
  - (3) その他実施機関が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、この告示の対象としない。
  - (1) 施策の企画立案に当たって、意見聴取の手続が、法令又は条例に定められており、当 該手続に基づき行うもの
  - (2) 迅速性又は緊急性を要するもの
  - (3) 市税等の賦課徴収及び使用料等の徴収に関するもの
  - (4) 軽微なもの
  - (5) 裁量の余地のないもの
  - (6) この告示に定める手続に準じた手続を経て、附属機関又はこれに準ずる機関が行った 報告、答申等に基づき策定を行うもの
  - (7) この告示以外の適切かつ効果的と認められる方法により市民等の意見を求め、これを考慮して施策の企画立案を行うもの

(公表の時期等)

- 第4条 実施機関は、施策の企画立案をしようとするときは、当該施策の企画立案に係る意思決定を行う前に、当該施策の案を公表するものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により施策の案を公表するときは、次に掲げる事項を併せて公表す

るものとする。

- (1) 当該施策の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 当該施策の概要
- (3) 前2号に掲げる施策案を理解する上で必要な資料

(公表の方法)

- 第5条 前条の規定による公表は、当該公表をしようとする施策の案及び同条第2項各号に掲げる事項を市の広報、ホームページ等に掲載し、当該施策を所管する課において縦覧に供することにより行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により公表しようとする内容が大量であるときは、当該内容の全体 を入手する方法を明示した上で、当該内容の一部を省略し、公表することができる。

(意見等の提出)

- 第6条 実施機関は、市民が意見等を提出するために必要と判断される時間を考慮し、2週間以上の募集期間を定め、当該施策の案の公表時に明示するものとする。
- 2 実施機関は、意見等の提出方法として、郵便、ファクシミリ、電子メール等の手段について、 当該施策の案の公表時に明示するものとする。
- 3 前項の規定による意見等の提出においては、原則として提出者の氏名又は名称及び住所又は 所在地等の属性の記載を求めるものとする。この場合において、当該属性に関する情報を公表 するときは、当該施策の案の公表時に明示するものとする。

(意見等の取扱い)

- 第7条 実施機関は、提出された意見等を十分に考慮して、施策の企画立案に係る意思決定を行 うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により施策の企画立案に係る意思決定を行ったときは、提出された 意見等の概要及び当該意見等に対する市の考え方を公表するものとする。
- 3 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 市長は、この告示の規定による事案の一覧を作成し、公表するものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は実施機関が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、既に立案段階にあるものについては市民意見募集制度の対象としない が、可能な限り市民の意見等の提出の機会を確保して手続を経るものとする。

附 則(令和4年2月1日告示第9号)

この告示は、公表の日から施行する。